

平成22年12月

受益者の皆様へ

大和証券投資信託委託株式会社

「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：杏の実）」 の信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：杏の実）」につきまして、収益分配方針を変更するため、下記のとおり信託約款の変更を実施させていただきますたくお知らせ申し上げます。

なお、下記の信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律上、重大な約款変更事項に該当するため、異議申立ての手続きを実施いたします。

この度の信託約款変更につきご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託約款変更の内容

運用の基本方針に記載した収益分配方針を、以下のとおり変更します。（下線部を削除）

現 行：原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。

変更後：原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。

2. 信託約款変更の理由

分配金額決定の自由度を高め、受益者および投資家の皆様の分配金に対するご要望に柔軟に対応するため。

3. 信託約款変更の日程および手続きについて

この信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律上、重大な約款変更事項に該当するため、異議申立制度が適用されます。

- | | |
|--|------------------------------------|
| ① 電子公告開始日 | 平成 22 年 12 月 14 日 |
| ※当社ホームページ（ http://www.daiwa-am.co.jp/ ）上で公告します。 | |
| ② 異議申立期間 | 平成 22 年 12 月 14 日～平成 23 年 1 月 14 日 |
| ③ 金融庁届出日 | 平成 23 年 2 月 8 日 |
| ④ 信託約款変更日 | 平成 23 年 2 月 9 日 |
| ⑤ 信託約款変更適用日 | 平成 23 年 3 月 4 日 |

上記電子公告開始日（平成 22 年 12 月 14 日）現在の受益者の方は、上記異議申立期間中に大和証券投資信託委託株式会社に対し、書面により、当ファンドの信託約款変更に関するご異議を述べることができます。

この信託約款変更にご異議がない場合、何のお手続きも必要ございません。

ご異議をお申立ての受益者の方の受益権の合計口数が電子公告開始日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、予定どおり平成 23 年 2 月 8 日に金融庁に信託約款の変更届出を行ない、平成 23 年 3 月 4 日から信託約款の変更を適用いたします。

また、ご異議をお申立ての受益者の方の受益権の合計口数が電子公告開始日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、信託約款の変更は行ないません。この場合、上記異議申立期間終了後すみやかに、信託約款の変更を行なわない旨を当社ホームページ上にて公告するとともに、書面にて受益者の皆様へお知らせいたします。

4. ご異議お申立ての方法について

予定しております当ファンドの信託約款変更に対し、ご異議のある受益者の方は、官製はがき等の書面に以下の内容をご記入の上、大和証券投資信託委託株式会社の下記窓口宛てに、ご郵送にてお申立て下さい。（ご異議のお申立ては、平成 23 年 1 月 14 日当社到着分までを有効とさせていただきます。）

なお、本件の信託約款変更に対してご異議を申立てられた場合、受益者および受益者の保有口数等を確認する必要があります。このため、ご異議を申立てられた受益者の方に関しましては、受益者の情報として、下記②の情報をお取扱販売会社と大和証券投資信託委託株式会社約款変更取扱部署の間で共同して利用させていただくことといたします。

① 宛先

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 10 番 5 号

大和証券投資信託委託株式会社

「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）」信託約款変更に関する取扱い窓口

② ご記入いただく内容

ア) 住所 イ) 氏名（署名、捺印（シャチハタ可）） ウ) 電話番号（日中連絡先）

エ) ファンド名、保有口数 オ) 取扱販売会社名、取引支店名、口座番号*

カ) 信託約款変更に対する旨

*当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数の支店等で口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社名、支店名、口座番号をご記入下さい。

（注）ご記入いただいた受益者の方の個人情報、当ファンドの信託約款変更にかかる事務遂行を目的として利用させていただきます。

（注）上記の記入内容に不備等がある場合には、ご異議のお申立てをお受けできなくなる場合がありますのでご留意下さい。

● ご異議お申立ての受益者の方の買取請求手続きについて

ご異議をお申立ての受益者の方の受益権の合計口数が、前記電子公告開始日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えず、当ファンドの信託約款変更が実施されることとなった場合には、ご異議お申立て

の受益者の方は、以下の手続きにより、保有されている当ファンドの受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。

- ① 買取請求期間 平成 23 年 2 月 9 日～平成 23 年 2 月 28 日
- ② 当社よりご異議お申立ての受益者の方に対し「買取請求のご案内」を発送
- ③ 受益者の方による買取請求必要書類のご記入
- ④ 当社へ買取請求必要書類のご送付
- ⑤ 当社から受託銀行へ買取請求必要書類の送付
- ⑥ 受託銀行での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの受付
- ⑦ 受託銀行から受益者の方のご指定の口座へ買取代金の振込み

上記の買取請求は当該信託約款変更に対しご異議を申立てられた受益者の方が、法令に基づいて受託銀行に対して行なうものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

買取りの価額は、上記⑥の受託銀行での買取請求必要書類の受理日の翌営業日の解約価額（＝基準価額）とさせていただきます。

上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求によるご換金よりも日数を要する場合がありますのでご注意ください。

異議申立期間中、買取請求期間中ともに、当該信託約款変更にご異議をお申立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社においては、通常どおり、当ファンドの取得および解約請求のお申込みをお受けいたします。ただし、上記の買取請求が受託銀行で受理された受益権につきましては、解約請求のお申込みを行なうことはできなくなりますのでご注意ください。

なお、当社が買取請求を受けた場合、受益者情報および受益者の方の保有口数等を確認する必要があります。このため、買取請求をされた受益者の方に関しましては、買取請求必要書類にご記入いただいた受益者の方の情報を取扱販売会社と大和証券投資信託委託株式会社および受託銀行の間で共同して利用させていただくことといたします。

● 信託約款変更に関するお問合せ先

大和証券投資信託委託株式会社 コールセンター
電話番号：0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

信託約款変更についてのQ & A

Q1 どのような手続きをすればよいのですか。

今回の信託約款変更にご異議がない場合、特にお手続きは必要ございません。信託約款変更にご異議がある場合のみ「4. ご異議お申立ての方法について」に従い、異議申立て手続きをお願いいたします。

Q2 この書面（「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：杏の実）」の信託約款変更（予定）のお知らせ）には何が書かれているのですか。

主に次の3点についてご説明しております。

1. 当ファンドの信託約款における収益分配方針の変更の内容について
 2. 受益者の方が今回の信託約款変更反対される場合の異議申立制度について
 3. ご異議を申し立てられた受益者の方が行なうことができる買取請求について
- ※ 2. および3. の内容は法令で定められている手続きに関するものです。

Q3 信託約款とは何ですか。

受益者の権利、ファンドの運営にかかわる関係者（運用会社、受託銀行、販売会社等）の役割、ファンドの仕組み、運用方針、収益分配方針等を定めたものです。ファンドごとに作成し、ファンドを設定するにあたって、あらかじめ金融庁へ届け出ることが義務付けられています。

Q4 信託約款における収益分配方針の変更について説明してください。

収益分配金額は、信託約款に定められている「収益分配方針」に従って決定しております。当ファンドの収益分配方針は、現行の信託約款では「配当等収益等を中心に安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します」と定めているため、ファンドに配当等収益等以外の値上がり益等があっても、これを収益分配の原資とするには制約があります。そのため、「配当等収益等を中心に」という部分を削除し、より一層安定した分配を継続することに対応できるよう、収益分配方針を変更するものです。

Q5 なぜ、このタイミングで信託約款における収益分配方針の変更をするのですか。

当ファンドの主な投資対象は、オーストラリア・ドル建ての債券（ニュージーランド・ドル建ての債券も含まれます）です。金融危機後のオーストラリアでは、経済の回復に伴い、日本に比べて金利水準は高く通貨の値上がりが見られ、オーストラリア・ドル建ての債券等への投資に対する収益は、利息収入に加え、為替差益も含めた「債券の値上がり益」の形でもたらされる可能性もあると考えられます。それらを収益分配金として受益者の皆様に還元するにあたって、現行の収益分配方針に対する制約を緩和し、分配金額決定の自由度を高めるため、信託約款における収益分配方針の変更を実施したいと考えております。

※ 将来の運用成果や収益分配金を示唆、保証するものではありません。

Q6 異議申立制度とは何ですか。

法令に基づく制度で、重大な信託約款の変更を実施するにあたって、信託約款変更反対する受益者の方から異議申立てを受け付けるものです。信託約款の変更にご異議がある場合は、異議申立期間内に、異議がある旨その他必要事項を記載した書面を弊社宛にご郵送ください。ご異議をお申し立ての受益者の方の受益権の合計口数が、受益権総口数の2分の1以下であった場合は、予定どおり信託約款を変更し、受益権総口数の2分の1を超えた場合は、信託約款の変更は行ないません。

当Q & Aのお取扱いにおけるご注意

- 当Q & Aは、情報提供を目的として大和証券投資信託委託株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は大きく変動しますが、投資元本が保証されているものではありません。